

令和7年1月11日（土） 住居表示実施に関するお知らせ

- ・住居表示の実施により住所をはじめ不動産や本籍の表示が変更されます。実施に伴い皆様方にどのような変更が生じ、どのような手続きが必要になるかについてお知らせいたします。
※（住居表示）通知書兼証明書の記載（旧および新住所・氏名など）につきましては早めに確認をお願いいたします。ご不明な点がございましたらお手数ですが下記の問い合わせ先へご連絡ください※

今回お届けするもの		
☐	（住居表示）通知書兼証明書	3通／人・事業所
☐	住居表示案内図	1枚
☐	住居番号表示板	1枚
☐	新住所お知らせ用はがき （その投函用封筒）	10枚／世帯・20枚／事業所 （1枚）

後日（1月末まで）郵送するもの		
☐	本籍の(町名)変更のお知らせ	1通／戸籍ごと

※詳細は以降のページをご覧ください

お問い合わせ先

〒：874-8511

大分県別府市上野口町1番15号（GF）

別府市役所政策企画課 住居表示推進室

TEL：0977-21-2023

0977-21-1320

✉：pco-pf@city.beppu.lg.jp



（別府市住居表示HP）

目 次

1	(住居表示) 通知書兼証明書	2 ページ
2	住居表示案内図	2 ページ
3	住居番号表示板と街区表示板	2 ページ
4	新住所お知らせ用はがきと 投函用封筒	3 ページ
5	本籍の(町名)変更のお知らせ	3 ページ
6	郵便番号	3 ページ
7	住所の表し方	4 ページ
8	地番(本籍や不動産)の表し方	4 ページ
9	住所変更の手続きが不要なもの	5 ページ
10	住所変更の手続きをしていただくもの	6～10 ページ
11	会社等・不動産(土地・家屋)変更登記	11 ページ

1 (住居表示) 通知書兼証明書

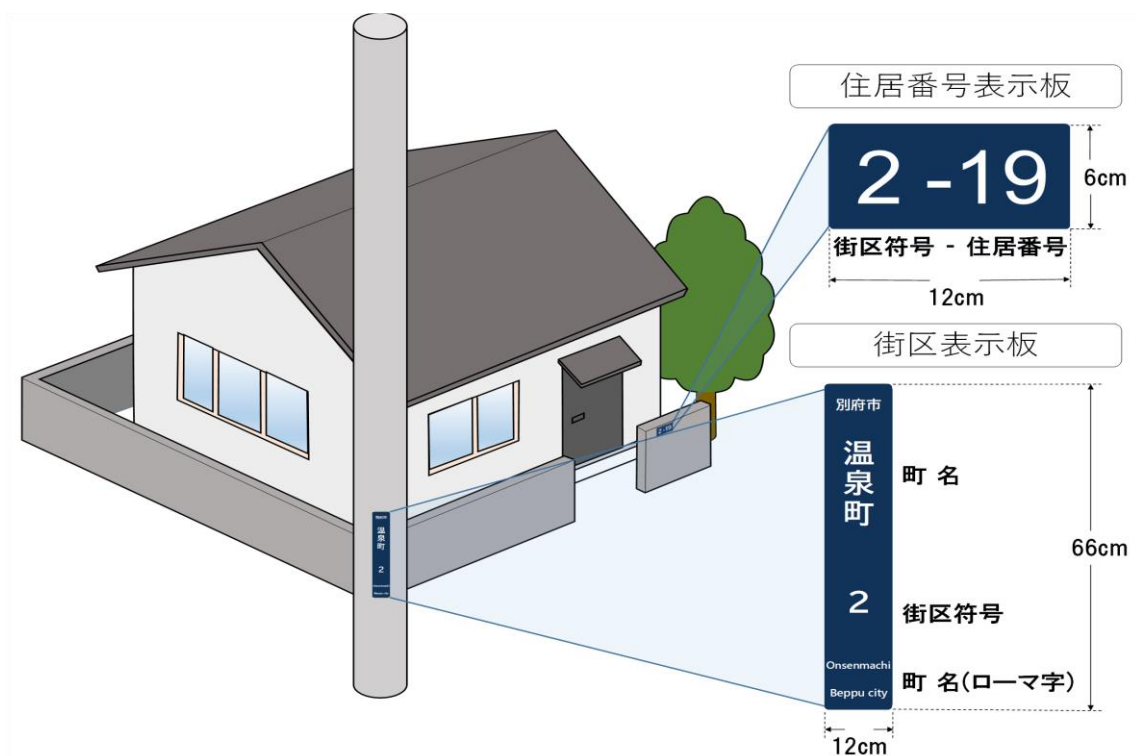
- ・この通知書は、実施日以降は証明書としてもご利用いただけます。住居表示実施による公簿や公証書類などの住所変更手続きにかかる手数料は、この証明書を提出することで免除されます（法人や不動産登記などの登録免許税）。
- ・世帯ごと1人1事業所につき3枚ずつ配布します。再交付はいたしません。令和7年1月14日（火）以降は住居表示実施前後の住所を記載した証明書を別府市市民課で発行可能です。
※司法書士へ手続きを依頼した際の手数料は各自のご負担となりますのでご了承ください。

2 住居表示案内図

- ・皆様がお住いの町には住居表示案内図通りの街区符号（番）と基礎番号がつけられました。この基礎番号は各戸の住居番号（号）となるもので案内図上は各街区の角にのみ示しております。

3 住居番号表示板と街区表示板

- ・住居番号表示板はポストの近くなど玄関の見えやすい位置に設置されます。街区表示板はその街区を取り囲むようにまち角の電柱や外壁、塀などに取り付けられます。
- ・これらの表示板が見やすく設置されることで住所がよりわかりやすくなります。



4 新住所お知らせ用はがきと投函用封筒

- ・新住所を知人、取引先などへお知らせする際にご利用いただけます。
記入いただいた後に投函用封筒にまとめて入れ、令和7年1月11日（土）以降ポストへ投函してください。切手は不要です。（はがきを追加でご希望の方は住居表示推進室へご連絡ください。）

5 本籍の(町名)変更のお知らせ

- ・住居表示実施により本籍の町名が変更になる為、住居表示実施日以降、対象者（住居表示実施区域内に本籍がある方）へ「本籍の（町名）変更のお知らせ」を郵送いたします。

6 郵便番号

- ・郵便番号の変更はありませんので、今まで通りご利用ください。

ミナミ ソウ エン チョウ
南莊園町

〒 8 7 4 - 0 9 0 4

ツル ミ エン チョウ
鶴見園町

〒 8 7 4 - 0 8 2 6

ミナミ タテ イシ イタ ジ チョウ
南立石板地町

〒 8 7 4 - 0 8 2 4

※住居表示実施後1年間は新旧どちらの住所表記でも
配達いただけるよう郵便局と調整しています。

7 住所の表し方

※「大分県別府市」は省略しています。

- ・正式（大字）住所と通称住所の2つで表されていた住所は住居表示の実施により1つで表されるようになります。

	住居表示実施前（例）	住居表示実施日以降（例）		
正式住所	大字南立石（別府） 1 2 3 番地の4	新町名 ミナミンソウ エンチョウ 南莊園町	街区符号 □ バン 番	住居番号 △ ゴウ 号
通称住所	南莊園町 鶴見園町 南立石板地町 5 組 6	ツル ミ エン チョウ 鶴見園町 ミナミタテ イシ イタ ジ チョウ 南立石板地町		
集合住宅(3階建以上)は住居番号と部屋番号で「号」を表し、 方書の部屋番号は削除されます（※対象外の場合もあります）				部屋番号 △-101号

※注意※ 住居表示の番号は通称の番号と間違われやすいため
略さず○番（バン）○号（ゴウ）とご使用ください。

8 地番（本籍や不動産）の表し方

- ・地番は新しい町名と今までの番号で表されるようになります。住所としては使われませんが本籍や不動産(土地・家屋)の所在を表すために使われ続けます。

	住居表示実施前（例）	住居表示実施日以降（例）	
本籍	大字南立石（別府） 1 2 3 番地 4	ミナミンソウエンチョウ 南莊園町	1 2 3 番地 4 (□番)※
不動産	大字南立石（別府） 1 2 3 番 4	ツル ミ エン チョウ 鶴見園町 ミナミタテ イシ イタ ジ チョウ 南立石板地町	1 2 3 番 4

※本籍は実施日以降に市民課へ転籍の届出をすることで街区符号までを
本籍の表記とすることもできます。

9 住所変更の手続きが不要なもの

- ・ 下記は住所変更の手続きが不要なものです。証書や保険証など新住所になったものが届けられるまでは旧住所のままでご利用いただけます。
- ・ 本人確認証としてお使いのものは該当窓口で届出いただければ新住所へ変更できますので、必要に応じて住所変更手続きをお願いいたします。

項 目	説 明	問合せ先
・ 国民年金加入者	・ 手続き不要です	別府年金事務所 0977-22-5111
・ 住民票・印鑑登録 ・ 戸籍 ・ 戸籍の附票	・ 手続き不要です	別府市市民課 0977-21-1135 (GF)
・ 水栓所在地	・ 手続き不要です	別府市上下水道局 営業課 0977-23-0361
・ NHK	・ 手続き不要です	NHK大分放送局 097-533-2830
・ パスポート	・ 所持人記入欄がある場合は現住所を ご自身でお書換えください	別府市市民課 もしくは 大分パスポートセンター 097-574-6355
介護保険 ・ 被保険者証	・ そのままお使いください (申出があれば書換え可能です)	別府市高齢者福祉課 0977-21-1463 (1F)
介護保険 ・ 負担割合証 ・ 限度額認定証	・ そのままお使いください ・ 次回の更新時に新住所になります (申出があれば書換え可能です)	
・ 子ども医療費受給資格者証 ・ ひとり親等医療費受給者証	・ そのままお使いください (申出があれば書換え可能です)	別府市子育て支援課 0977-21-1427 (1F)
・ 児童扶養手当証書	・ そのままお使いください (申出があれば書換え可能です)	
大分県国民健康保険 ・ 被保険者証 ・ 限度額適用(標準負担額減 額)認定証 など	・ そのままお使いください	別府市保険年金課 0977-21-1148 (GF)
後期高齢者医療 ・ 被保険者証 ・ 限度額適用(標準負担額減 額)認定証 など		
・ 診療依頼証	・ そのままお使いください ・ 実施日以降早めに新住所を記載し たものを交付します (申出があれば書換え可能です)	別府市ひと・くらし支援課 0977-21-1113 (1F)

10 住所変更の手続きをしていただくもの

- ・住居表示実施により住所の指す場所は変わりませんが表記が変わるため皆様方には下記の住所変更手続きが必要となります。
 - ・個別の契約や資格・免許に関する住所変更手続きは、お手数ですが各自でご確認の上、手続きを行っていただきますようお願いいたします。
 - ・本人に代わり手続きをされる際は別途委任状などが必要となりますので各自でご確認の上、手続きをお願いいたします。
- ※手続きは 令和7年1月14日（火）以降 行うことができます※

■期限がある手続き■

法人	個人	項目	期限 (実施日から)	必要書類	問合せ先
☐	☐	会社等の変更登記	2週間 以内	☐ 通知書兼証明書 ☐ 変更登記申請書 ☐ 会社の実印 ☐ 認印	大分地方法務局(※1) 097-532-3161

■会社等の登記変更手続きのあと■

・別府市

※市外局番省略

☐	☐	特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届	変更登記後	☐ 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届	市民税課(GF) 21-1119
☐	☐	法人等の異動届	変更登記後	☐ 通知書兼証明書 ☐ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写	
☐	☐	入湯税変更届	変更登記後	☐ 通知書兼証明書 ☐ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写 ☐ 入湯税変更届	
☐	☐	入札参加資格申請の	物品・役務等	変更登記後 ☐ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写 ※電子申請システムによる変更手続きをお願いします(紙申請可)。詳細は、共同受付センターへお問合せください。	(大分県用度管財課内) 大分県市町村物品等 入札参加資格 共同受付センター 097-506-2965
			建設工事・建設コンサルタント	変更登記後 ☐ 変更届 ☐ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写 ☐ 建設業法第11条に基づく変更届の写	契約検査課(3F) 建設管理係 21-1264

(※1)登記手続案内は事前予約が必要です。登記に関する詳細は11ページの「11 会社等・不動産(土地・家屋)変更登記」をご覧ください。

・別府市

※市外局番省略

法人	個人	項 目		期限	必要書類	問合せ先
☐	☐	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者 (法人)	変更登記後 10日以内	☐ 変更届出書 ☐ 通知書兼証明書の写 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写 ☐ 誓約書	高齢者福祉課（1F） 介護保険給付係 21-1463
			代表者			
			事業所	住居表示実施日から 10日以内	☐ 変更届出書 ☐ 通知書兼証明書の写	
			事業所の管理者・サービス提供責任者			

・別府速見地域広域市町村圏事務組合

☐	☐	入札参加資格申請の変更手続き	施設管理業務など	変更登記後	☐ 指名競争入札参加資格登録事項変更届 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写	広域圏事務局（4F） 21-1126 ホームページ https://www.bekkihayami-oita.jp/
			物品など	変更登記後	☐ 競争入札参加資格登録事項変更届 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写 ☐ 委任状（代理人がいる場合） ☐ 誓約書	
			建設工事・建設コンサルタント	変更登記後	☐ 変更届 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写 ☐ 建設業法第11条に基づく変更届の写	

・別府市上下水道局

☐	☐	入札参加資格申請の変更手続き	上下水道用材など	変更登記後	☐ 競争入札参加資格登録事項変更届 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写 ☐ 委任状（代理人がいる場合） ☐ 誓約書	上下水道局 総務課（契約資産係） 23-3108
			委託業務など	変更登記後	☐ 競争入札（見積）参加資格審査申請書記載事項変更届 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写	

・大分県

法人	個人	項 目		期限	必要書類	問合せ先
☐	☐	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者 (法人)	変更登記後 10日以内	☐ 変更届出書 ☐ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班 097-506-2683
	代表者					
	事業所		住居表示実施日から 10日以内	☐ 変更届出書 ☐ 運営規程（改定後）		
	事業所の管理者・サービス提供責任者					
法人	個人	項 目		期限	必要書類	問合せ先
☐	☐	老人福祉法等に基づく変更手続き	開設者 (法人)	変更登記後 1月以内	☐ 変更届 ※事業によって様式が異なりますので、詳細はホームページでご確認ください。 ホームページ： https://www.pref.oita.jp/site/144/roujinfukusiho.html	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班 097-506-2683
	代表者					
	事業所		住居表示実施日から 1月以内			

■期限がない手続きの主なもの（本人手続き）■

- ・手続きに期限はございません。ただし本人確認書類として使用されているものにつきましては早めの住所変更手続きをお願いいたします。

法人	個人	項目	必要書類	問合せ先
☐	☐	不動産(土地・建物)の変更登記	☐ 通知書兼証明書 ☐ 変更登記申請書 ☐ 認印 ☐ 会社の実印（法人の場合）	大分地方法務局(※1) 097-532-3161
	☐	マイナンバーカード 住民基本台帳カード (顔写真入り)	☐ 暗証番号 ☐ 当該カード ※詳細は同封別紙をご覧ください	別府市市民課 0977-21-1135 (GF)
	☐	在留カードなど	☐ 通知書兼証明書 ☐ 当該カード	
	☐	障害者手帳など 自立支援医療者証など	☐ 通知書兼証明書 ☐ 当該手帳や証書	別府市障害福祉課 0977-21-1413 (1F)
	☐	入湯税変更届（個人経営者）	☐ 通知書兼証明書 ☐ 入湯税変更届	別府市市民税課(GF) 0977-21-1119
	☐	自動車運転免許証 運転経歴証明書	☐ 通知書兼証明書 ☐ 運転免許証 ☐ 本籍の町名変更のお知らせ ※自動車運転免許証のみ	別府警察署 0977-21-2131 大分県運転免許センター 097-528-3000
☐	☐	普通自動車車検証(※2) オートバイ(125cc超) 車検証(※2)	☐ 通知書兼証明書 ☐ 車検証	九州運輸局 大分運輸支局 050-5540-2087
☐	☐	軽自動車車検証(※2)	☐ 通知書兼証明書 ☐ 車検証	軽自動車検査協会 050-3816-1759

(※1)登記手続案内は事前予約が必要です。登記に関する詳細は11ページの「11 会社等・不動産(土地・家屋)変更登記」をご覧ください。

(※2)車検証上の使用者と所有者の名義が異なる場合や法人の場合は各自で事前にご確認ください。

※住居表示実施に伴う各種サービスの休止について※
 住居表示実施によるシステムメンテナンスの為、①②のサービスを下記の期間休止いたします。ご理解とご協力をお願いします。

①証明書コンビニ交付

②公民館での住民票の写し印鑑登録証明書の交付

【休止期間】令和7年1月11日（土）～1月13日（月）までの終日

■その他個別の契約に関すること■

- ・下記の項目はその他の住所変更手続きの例です。以下はチェックシートとしてご活用ください。お手数ですが項目につきましては各個人でご確認いただき手続きをお願いいたします。

※手続きは 令和7年1月14日以降 行うことができます※

	項 目	必要書類	問合せ先
例	勤務先 (健康保険・年金) 〇〇商店	☐ 保険証 ☐ 通知書兼証明書 ☐ 印鑑	経理部 〇〇－〇〇〇〇
☐	勤務先 (健康保険・年金)	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	固定・携帯電話	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	私立小中学校 高校・大学	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	電気	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	ガス	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	保険・金融	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	有料放送	☐ ☐ ☐ ☐	
☐	資格・免許	☐ ☐ ☐ ☐	
☐		☐ ☐ ☐ ☐	
☐		☐ ☐ ☐ ☐	

1 1 会社等・不動産(土地・家屋)変更登記

- ・①会社等および②不動産(土地・家屋)は住所変更登記申請が必要になります。詳細は別府市HPの【住居表示について】に掲載しております「変更登記申請のしおり」をご参照ください。



別府市役所ホームページ

別府市住居表示実施に伴う変更登記申請のしおり

https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/jyukyo_hyouji/gaiyou7.html

別府市 住居表示

検索

※住居表示実施日が近くなりましたら「大分地方法務局新着情報一覧」に住居表示に関する登記申請の参考情報(様式・記載例)が掲載されます。

大分地方法務局

電話番号：097-532-3161 (自動音声案内に従い②を押す)

※登記手続き案内には事前の予約が必要です。

所在地：〒870-8513 大分市荷揚町7-5(大分法務総合庁舎)

開庁時間：(月～金) 9:00～17:00

- ・変更登記申請に関する問合せは変更登記申請に記載されている大分地方法務局へお問い合わせください。



大分地方法務局ホームページ

大分地方法務局新着情報一覧

<https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/>

大分地方法務局

検索

※手続きは 令和7年1月14日以降 行うことができます※